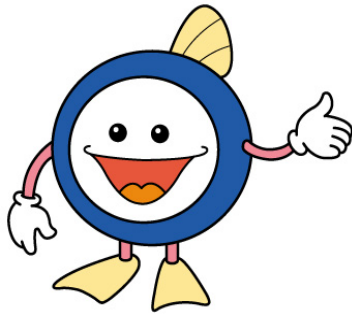


●金融機関の契約前に！！

●接続工事の着手前に！！

早期の接続をご検討ください！

# 水洗化等改造資金融資あっせん制度



◆ 融資あっせん限度額 120万円

供用開始後3年を過ぎると 80万円

(浄化槽の場合は120万円)

◆ 返済期間 最長72ヶ月払い

◆ 利子の全額を市が補助！

例えば、100万円の融資を受け72ヶ月で返済する場合  
利用者は毎月13,800円程度を金融機関へ返済し  
利子相当額約12万円は市が金融機関へ支払います。

融資あっせんの条件は… (全てに該当すること)

1. 一般住宅や町内会館のトイレや水まわりを改造し、公共下水道や集落排水施設または浄化槽に接続する場合。
2. 県内に住所を有する連帯保証人1名または金融機関の了承する保証協会の保証が必要です。
3. 市税、下水道受益者負担金等の滞納がないことも条件です。

申請に必要なものは…

- ・融資あっせん申請書 (下水道課や指定工事店にあります。)
- ・申請者の納税証明書 (各地域局市民サービス課で発行しています。)

※本庁舎の場合は1階市民課若しくは2階収納課で発行

申請の手続きは…

- ・排水設備工事の申請と同時に、下水道課へ申請してください。
- ・融資金融機関より申請者・連帯保証人の所得証明書の提出や連帯保証人の審査を要請される場合があります。

工事の着工は…

- ・市から「水洗化等改造資金融資あっせん決定通知書」が交付されてから着工してください。
- ・融資申請から交付までの期間は、1ヶ月程度かかります。  
(事前に金融機関への相談をおすすめします。)

☆ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

横手市上下水道部下水道課 TEL 0182-35-2253